

お取引先各位

東京都千代田区神田猿樂町一丁目4番3号
三笠産業株式会社
代表取締役社長 京谷弘也

新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について（4）

政府より発せられました緊急事態宣言が大阪府・京都府・兵庫県・愛知県・岐阜県・福岡県に対し解除されたことを受け、弊社では下記の通り、引き続き緊急事態宣言下におかれる拠点については業務を縮小しながら事業を継続し、解除された地区にある拠点については通常勤務体制に戻しつつ、新型コロナウイルスの更なる拡散の防止、早期収拾に向け、全社を挙げて取り組んでまいります。

お取引様の皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象期間 : 2021年3月1日（月）～3月5日（金）（現時点での計画）
2. 解除を受け3月1日より通常業務となる拠点
 - ・大阪支店（大阪府東大阪市）
 - ・中部営業所（愛知県名古屋市）
 - ・九州営業所（福岡県福岡市）
3. 引き続き対象となる拠点の勤務体制
 - ・本社（東京都千代田区）
 - ・技術研究所（埼玉県白岡市）
 - ・部品S C（埼玉県春日部市）
出勤人数を制限し在宅勤務と併用しながら業務を継続します。
 - ・春日部工場（埼玉県春日部市）
状況を見極めながら当面生産を継続します。

尚、本記載の内容は発表日現在の情報です。今後予告なしに変更・修正を行う場合がございます。

以上